

# 回 答 書

令和6年4月26日  
沖縄県観光振興課

No.	項目	質問内容	回答
1	補助金に対する収入（収益）の考え方について	公募要領3ページ記載の「※補助対象事業の実施に伴い、交付申請時の額を上回る収入が生じたと認められる場合には、交付決定額より上回る収入を差し引いた補助金額を限度とする。」の算出式を教えてくださいませんか？	<p>事業収入がある場合、補助対象経費から収入額を控除した上で、補助額の算出を行います。</p> <p><b>【当初積算（申請時）】</b></p> <p>事業費支出 -1,250万円 自己資金 +150万円 事業収入 +100万円 <u>交付申請額 +1,000万円</u></p> <p><b>【実績】</b></p> <p>事業費支出 -1,250万円 自己資金 +150万円 事業収入 +300万円 <u>補助確定額 +800万円</u></p> <p>上記の場合「交付申請時の額を上回る収入」は200万円となり、交付申請額1,000万円から200万を差し引いた800万円が補助金の確定額となります。（別記様式1-2参照）</p>
2	説明会の参加について	4月23日の説明会に参加できない場合、補助金申請の権利はないという認識でお間違い無いでしょうか。	説明会に参加されなくても補助金の申請は可能です。
3	補助事業の継続について	補助金率・補助対象経費等のところに、1年目、2年目とありますが、こちらは補助金自体のこと	公募要領「6 補助率・補助対象経費等」に記載の1年目、2年目というのは、同一テーマでの応募申請、採択のことを指しています。

		<p>なのか、申請者の受給回数のことなのかをご教示ください。また、申請者に該当する場合、一度採択をされたら2年目、3年目も補助がおりるという認識でお間違い無いでしょうか。</p>	<p>同一テーマで最大3年まで申請が可能です。ただし、1年目の採択が2年目以降の採択を確約するものではありません。</p>
4	<p>年度内の再公募について</p>	<p>5月10日の申請を逃してしまった場合、同内容での募集は年内にございますか。</p>	<p>現在のところ、再公募の予定はありません。</p>
5	<p>事業費について</p>	<p>デジタル技術を活用し、既存のMICEプログラムの高付加価値化へ繋げる取組にあたってアプリ開発を行う場合、そのデザイン及び開発実装に伴う外注は、事業費のうちどれに該当しますか？ (役務費、委託費など)</p>	<p>アプリ開発の内容により、役務費または委託費となります。どちらに該当するかは、事業採択後に事務局確認を行います。また、公募要領「5補助対象事業」に示す観光コンテンツの一環として認められる場合に補助対象となります。</p>
6	<p>提出書類「別記様式1-4」に関して</p>	<p>定量目標と定性目標の具体例をいくつか教えていただけないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定量目標：数字で示す目標 (例) 来訪顧客数 月50名以上 顧客満足度 90%以上</li> <li>・定性目標：数値で示せない目標 (例) 地域住民とのネットワーク構築 ブランド力向上</li> </ul>
7	<p>実施計画書について</p>	<p>作成例など参考にできる資料はないでしょうか。</p>	<p>ホームページに掲載の「実施計画書記載要領」をご参考ください。</p>

8	補助率について	<p>1年目（1回目）：補助対象経費総額（税別）の 8/10 以内上限 1,000 万円、下限 200 万円とありますがこれは、1,250万円の事業に対して、上限1,000万円が支給されるということでしょうか？</p> <p>それとも1,000万円の事業に対して、上限800万円が支給されるということでしょうか？</p>	<p>1,250 万円の事業に対して、上限 1,000 万円が交付されるということです。</p>
9	収入の取り扱いについて	<p>事業収入・広告収入が申請額をオーバーした場合のみ、その額に応じて助成金の額が減額されるのでしょうか？</p> <p>オーバーしなくても収入があっただけ助成額は減るのでしょうか？</p>	<p>上記「質問 No 1」をご確認ください。</p>
10	二次審査について	<p>二次審査がプレゼンテーションとなっていますが、場所はどちらになりますでしょうか？</p> <p>オンラインでも可能でしょうか？</p> <p>時間は決まっていますでしょうか？</p>	<p>二次審査は、5月22日(水)に那覇市内の会場を予定しており、オンラインでの参加は予定しておりません。</p> <p>プレゼンテーションの時間は、一次審査通過者に個別に通知する予定です。</p>